

(第一類 第八号)

第一百二十九回国会 農林水産委員会議録 第八号

(一四五)

平成六年六月七日(火曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 竹内 善之君

理事 龍井 猛君

理事 中川 昭一君

理事 仲村 正治君

理事 千葉 国男君

理事 菊池福治郎君

理事 前島 秀行君

理事 小平 忠正君

理事 赤城 徳彦君

理事 梶原 裕康君

理事 七条 明君

理事 浜田 靖一君

理事 松下 忠洋君

理事 宮里 松正君

理事 大石 正光君

理事 白沢 三郎君

理事 初村謙一郎君

理事 増田 敏男君

理事 石橋 大吉君

理事 沢藤礼次郎君

理事 上田 勇君

理事 冬柴 鐘三君

理事 藤田 スミ君

出席国務大臣

農林水産大臣官

加藤 高橋

政行君

錦織 淳君

肇君

という面にとらわれずに、もう一步進んだ基本目標を今回掲げているわけでございます。

○岸本委員 そうしますと、ともかく今まで三つの柱があつたけれども、今度は四つの柱にした、こういうことです。すると、助長法によつて人員の増加ができるわけですか。

○日出政府委員 現在の体制は、先生御案内のとおり、七百名の専門技術員、それから一万人の改良普及員で体制がとられております。お話しのように、人員の増加というのは実は欲しいのでございませんけれども、これは国と県が共同でやる事業でございますので、即人員の増というところになかなかなりにくいものでございます。まず、私どもがやりたいと思っておりますのは、この改良普及員の指導能力の向上を計画的にやってまいりたいということになります。特に最近は、先生御案内のとおり、少し世代交代が進み始めまして、若手の改良普及員があえてきております。この方たちに対する早期養成のための研修、これは規模でいいますと年間千四百名に上りますが、こういったことあるいは欧米の先進諸国への海外派遣、これが七十名ほど。それから、国内の試験研究機関への国内留学みたいなものも百五十名以上っているわけでございます。その他、例えば民間企業ですかビジネススクールへの派遣、そういうことも実は既に手をつけ始めておりまして、こういう形で、少ない人員でより効果的な普及事業を行うための、要するに中身の充実のところを、とりあえず私どもとしてはより一層強めてまいりたいというふうに思つて次第でございます。

○岸本委員 そうすると、農家は多様なニーズを持ついろいろな希望を普及所へ出すわけです。それでは、今あなたが答弁したようなことがそういう中で組織的に保証できるのかどうか、それが一点。

○岸本委員 私が聞いていることと答弁がなかなか意味の答弁があつたわけですが、能力を開発するといふのは、これはどういう意味でおっしゃって

いるのかな、普及員の能力を開発するということですか。もちろんそういうふうに私は理解したわけですが、そんなことは今の飽和状態のような中の柱があつたけれども、やはり急な傾斜地が多い。各府県とも多いですよ。だから、そんなところで規模を拡大せしといつて、より効果的な普及事業ということをございます。○日出政府委員 いずれにしましても、先生のお話のように、少ない人員といいますか、今の体制で可能であるのかどうか、ちょっとその二点。

いうことならマークティングルームをまずつくらなくちゃいけない。余分につくらなくちゃいけない。それから、例えば和歌山県みたいなところでは、リアス式海岸が県の端から端まで六百キロもありますから、そんなところを日帰りで来い、こんなわけにいきませんから、大臣、宿泊施設もこれはつくつてやつてもらわなければいけないです。

だから、そういうことになると、充実とか生涯教育とか研修センターとしての役割とかいろいろ言うてもらつても、すぐばつと役に立つかどうか。その辺はどのようにお考えか、どういうふうにしてくれるのか。してくれるのかというのをおかしいけれども、どのようにするのか、それをちょっと一漏聞かせてください。

○日出政府委員 道府県の農業大学校の定員が、今二千二百人ほど毎年入ってくるわけございまして。この方たちの七割が直接あるいは間接的に農業に従事するということで、後継者対策といいますか、そういったこととしては大変大きなウエートがあるわけでございますが、今先生お話しのように、これらの農業者の学ぶべきことがありますます広がつてくるわけでございます。そういう意味で、今私ども考えておりますのは、通常でございますと高校を卒業して二年間の修業ということをございますが、それにさらに研修部門の設置をといふことで、今、二年終りました卒業生でありますとか大学、短大卒のヒターん就農希望者等を入れた形で研修部門の設置を促進する、こういうことを各県でかなり熱意が出てきておりますので、私どもそういうことを支援していきたいと思っております。

あるいは、この間私も現場を見てまいりましたが、研修教育のカリキュラムが大分変わつてしまります。バイオクでござりますとか、あるいはメカトロというとなんでございますが、そういうたまたま駆使も今まさしく要請されている面でございます。あるいはマーケティング論、こういったこともよえてきております。そういう意味で、そういうたな能力のより高度の

発揮を図るためにいろいろな研修の充実、あるいは

くちやいかぬ。余分につくらなくちゃいけない。それから、例えば和歌山県みたいなところでは、リアス式海岸が県の端から端まで六百キロもありますから、そんなところを日帰りで来い、こんなわけにいきませんから、大臣、宿泊施設もこれはつくつてやつてもらわなければいけないです。

だから、そういうことになると、充実とか生涯教育とか研修センターとしての役割とかいろいろ言うてもらつても、すぐばつと役に立つかどうか。その辺はどのようにお考えか、どういうふうにしてくれるのか。してくれるのかというのをおかしいけれども、どのようにするのか、それをちょっと一漏聞かせてください。

になりますと、国と一緒にになって整備をしていく

ことはあるわけでございますが、かなり大きな施

設、例えば研修施設でありますとか宿泊施設とか

なりますと、国と一緒にになって整備をしていく

ために必要な予算措置ということで、実は平成六

年度予算案では前年の十億から十二億へと増額要

求をするというようなことで、今先生お話しのよ

うに、各県からの要望があえておりますので、こ

ういったことに対する適切に対応してまいりたい

といふように考へている次第でございます。

○岸本委員 地域あるいはその各道府県の農業者

を鼓舞していく、そういうセンターの一つですか

ら、しかも後継者育成するというところですか

ら、農業大学校、特段の配慮をもつて充実をして

いただきたいな、こう思うわけです。

次に、普及協力委員という言葉が今度で出てき

る、これは指導農業士をもつて充てる、こういうこと

になっていますが、農業士もあって指導農業士

も昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

て、指導農業士あるいは農業士よりも数段力量

を備えた人がいろいろおる。そういう人らはこれ

は協力員にならぬのかどうか、その辺ちょっと聞

かせてください。

○日出政府委員 指導農業士は青年農業者の育成

に大きな役割を果たしてきているわけでございま

すが、この制度の淵源をたどりますと、昭和二十

三年の改良助長法の初めのときから、指導農業士

という名前ではございませんけれども、こういう

方々の御協力を得て改良普及事業が行われたとい

う経緯が、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

ておりません。

○岸本委員 特に人数につきましては制限し

ておません。

○岸本委員 端的に申し上げますと、ボランティアとして活

躍していただくわけで、私どもとすれば、例えれば

交通費でありますとか、若干の実費は支弁すると

いりますが、そういうことは考へておるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

て、指導農業士あるいは農業士よりも数段力量

を備えた人がいろいろおる。そういう人らはこれ

は協力員にならぬのかどうか、その辺ちょっと聞

かせてください。

○日出政府委員 指導農業士は青年農業者の育成

に大きな役割を果たしてきているわけでございま

すが、この制度の淵源をたどりますと、昭和二十

三年の改良助長法の初めのときから、指導農業士

という名前ではございませんけれども、こういう

方々の御協力を得て改良普及事業が行われたとい

う経緯が、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

ておりません。

○岸本委員 特に人数につきましては制限し

ておりません。

○岸本委員 端的に申し上げますと、ボランティアとして活

躍していただくわけで、私どもとすれば、例えれば

交通費でありますとか、若干の実費は支弁すると

いりますが、そういうことは考へておるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

て、指導農業士あるいは農業士よりも数段力量

を備えた人がいろいろおる。そういう人らはこれ

は協力員にならぬのかどうか、その辺ちょっと聞

かせてください。

○日出政府委員 指導農業士は青年農業者の育成

に大きな役割を果たしてきているわけでございま

すが、この制度の淵源をたどりますと、昭和二十

三年の改良助長法の初めのときから、指導農業士

という名前ではございませんけれども、こういう

方々の御協力を得て改良普及事業が行われたとい

う経緯が、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

ておりません。

○岸本委員 特に人数につきましては制限し

ておりません。

○岸本委員 端的に申し上げますと、ボランティアとして活

躍していただくわけで、私どもとすれば、例えれば

交通費でありますとか、若干の実費は支弁すると

いりますが、そういうことは考へておるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

きましたが、委員御案内とのおり実はあるわけでござります。正式に指導農業士と言い出しましたのは、昭和五十一年に認定という制度が初めて出て

て、指導農業士あるいは農業士よりも数段力量

を備えた人がいろいろおる。そういう人らはこれ

は協力員にならぬのかどうか、その辺ちょっと聞

かせてください。

○日出政府委員 先生今お話しのように、養蚕農

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

が、これは今度合流することになるのです

とが当然あるうかと思ひますし、あるいは地場で

いろいろな企業を行つておられる方々、こういう方々が

流通に知識を持つておられるのじゃないかと、いうふうに

もまた入つてこられるのじゃないかと、いうふうに

思つております。

○日出政府委員 それでは、普及協力委員というの

は、指導農業士に限定しないでさまざま分野の

農業スペシャリストに参加してもらう、これは人

数制限があるのですか

かと思つております。

○岸本委員 よくわかりました。

それから、この法の目的のところに、養蚕農家

が、これは今度合流することになるのです

といいますか、そういうことでござります。

○岸本委員 それから、この法の目的のところに、養蚕農家

が、これは今度合流することになるのです

といいますか、そういうことでござります。

んのと違うか、これは困ったなという不安を持つておるかもわからぬですよ、現場では。だから、その辺はそういう寂しい気持ちを養蚕農家にさせないでどういうふうに充実していくのか、教えてください。

○日出政府委員 普及事業の中では、蚕業改良と通常の農業普及事業が実は分かれてずっと来たわけでございますが、農業の中にも耕種農業あります園芸あり、あるいは畜産あり、いろいろな種類の部門があるわけでございますが、それごとに普及事業があるわけではなくて、農業改良普及員あるいは普及所の中で一体的に指導してきたわけでございます。たまたま沿革的に蚕業改良普及事業が独立の形でやってきましたと、蚕業につきましては普及内とのおり、現在むしろ蚕農家が急速に減っていく中で、こういったものに歯どめをかけるためにはどうしたらいいのかということで原点に戻って考えてまいりますと、蚕業につきまして、蚕業の技術指導が特別だという意識だけでやっているものかどうか、蚕業がむしろ複合經營という一つの部門の中で成り立つているわけでございますから、もう少し蚕農家自身を総合的に見て、総合的に指導していくということが実はあるんじゃないかな。あるいは、今までの蚕業普及の面が技術指導に偏斜しておったと思っておりますが、さらに技術指導だけではなくて、今回の法律の改正でも出てまいりましたけれども、実は經營管理面の指導、こういったものも当然出てくるんではあるまいか。こういったようなことを考えますと、蚕農家がもう二万七千戸を下回るような状況では、蚕といふものを複合經營の一つとしまして、普及全体でこれを指導していくということがむしろ望ましいのではないかということを考えまして、こういった協同農業普及事業に統合するということを考えたわけでございます。

ど、私は農業の問題をやつて いるんだよ。私たち

○岸本委員 わかりました。つまり、非農家ということですな。
そうすると、都道府県農業会議が新規就農ガイド事業というのを昭和六十二年からやっているのですが、これと同じことをやることになるのではないかですか。屋上屋を重ねることになるのと違うかな。あるいは競合して、そんなところで余分なことせぬでも、これは農業会議所の方へ任せておいたらその分野の仕事はしてくれているのだから、定着もしつつあるのだから、それはもうそれで任せておいて、もっとマーケティングじゃない生産技術の向上に力を入れるとか、そんな方法、何ぞ考えられへんですかね。こんなことでわざわざ就農のためにまた活動する、新規就農を促進するためには、その分野も置いてやったろうかということをせぬでも、何ぞ方法ないですかね。こういう、競合しないかどうか、相互に力を出し合ってさらに大きな成果を上げられるようになるかどうか、やるとしたらそういうふうにやってもらわなければいかぬと思うのですが、その辺はどうですか。

情報提供なんぞございますが、ただ、お尋ねのように、この二つのものは実は両方ともに協力して、農業委員会系統組織がリジッドにここまで、あるいは改良普及組織がここまでと、いろいろながらやっているということが実態でございます。農地情報はどうだ、あるいは資金の関係はどうだ、技術はどういうふうにする、あるいは研修はどういうふうにしていくかといつたようなことを実は両者が一体的に、それぞれの持ち味は出しながらも一体的に協力し合ってやっているのが実態でございますし、またそうしなければ新規就農者に対する支援というのが効果的にいかないのだろうということで、私どもと構造改善局とそういう形で話し合いをしながら今進めているところでございます。

○岸本委員 この新規就農の活動につきましては、普及の分野とそれから農業委員会の分野がそれぞれ役割を一巡決めたらどうですか、話し合いでして。重複してトラブルを起こしてもつまらぬことですし、効果が半減する場合もありますから。だから、お互いによく話し合って、相談して、この分野はおまえのところでやれ、これはこっちで引き受けた、そうやって両方が相まって情報を交換し、相互に相談し合い、協力し合ってやれば倍の力が出るかもわからぬ。それは農村、農家にとっては大変ありがたいことですから、そういうふうに法改正に関して特段の配慮をしておいていただきたいと思いますが、どうですか。

○日出政府委員 先生御指摘のようなことは、現場でより効果的に新規就農者に対する支援をいたしますときに大変大事な点だらうと思つております。この点についてはよく徹底をしたいというふうに思つております。

○岸本委員 それはお願ひしておきます。

あと一分時間がありますので、一言お伺いをいたします。農蚕園芸局長でありますので、これは都合がいいのです。

昭和六十三年からオレンジあるいはオレンジの

果汁の自由化が始まったのですが、現時点での影響をどういうふうにとらえておるか、ちょっとお聞かせください。もう答弁だけで結構です。

きょうは引き続いて、その続きは分科会で昼からありますから。

○日出政府委員 六十三年から平成二年までにかけて実はオレンジ果汁の輸入自由化に伴います園地再編対策を行つたわけでございますが、この結果、大体二万ヘクタールを転換し、平成二年産、三年産の価格はおむねうまくいったというふうに考へておるわけですが、平成四年産、五年産がいろいろな事情で実は価格が低迷しているわけでござります。これは、どちらかといいまして、オレンジの生果の影響というよりはミカンのもののいろいろな問題だったとは思いますが、この場合に、実は無視できないのが果汁問題だらうというふうに思つております。こういったことを基本的に考えながら、果汁は果汁だけの問題じゃなくて、生果への影響も大いにござりますので、一体的に今後検討を急ぎたいというふうに思つている次第でござります。

○岸本委員 ありがとうございました。また午後引き続いてやらせていただきます。

○竹内委員長 七条明君。

○七条委員 今の岸本さんの質問と多少重複する点があるかもしれませんけれども、御容赦を賜りまして、よろしくお願ひを申し上げます。

きょうは助長法の話が基本でございますから、それに沿つてお話をしたいのですけれども、大臣、今日は健康がすこぶる調子のいいという月ですね。そういう意味で六月という名前を大臣はおつけになられたのじゃないかと私は思つておる一人でござりますから、元気よく御答弁を賜ると同時に、簡潔によろしくお願ひを申し上げておきました

いとと思うわけでございます。

実は今度の農業改良助長法の一部を改正する法律案でありますけれども、改正法案を読ませていただきますと、昭和二十三年にでき上りました

この法案、途中で一部改正を五度ほどやつておられますが、今までの改正ぐらい一条の目的か

ら大きく変えられた、今までの戦後の農政から違う意味で大きく変わられた、ことしこれほどの改正是ないんではないかと思つておる一人でありますから。

普及活動ではない意味ではこの目標は非常に大きい意味で変わってきたんだないかと私は思つております。現行の法案では「農業生産の増大」という表現が一条の目標の中に入つておりましたけれども、これがなくなつておられます。これは、強いて言つならば、今までやつてこられた食糧の増産だ

も、これがなくなつておられます。これは、強いて言つならば、今までやつてこられた食糧の増産だ

意味で変わってきたんだないかと私は思つております。

過去の農政の反省の立場という表現を特に使つておきたいのですけれども、そういう意味でやられ

たんではないかと思うのですけれども、大臣、どうですか。

もう少しお聞かせいただきますが、特に今まで

の普及事業の使命、この助長法の使命の一一番大き

なものは人づくりを基本とするというふうに私は

理解しておりますけれども、さらなる新しい使命

として、過去の反省に立つた立場で考えるべきだ

と思う一人でござりますから、大臣に御答弁いた

だときたいと思います。

○加藤国務大臣 食糧増産あるいは国内自給とい

う問題は、我々の常に目指しておるところでござ

ります。総合的食糧の自給率の向上あるいは維持

拡大ということは、日本国民全部の念願でもあり

ます。したがいまして、そちらの大好きな目標と

いうものは決して変わつてもおらず、また曲げて

いるものはないわけですが、今回、この法律の

改正をお願いした理由はいろいろあるわけでござりますが、法律をつくつてちょうど四十年以上

たつた今日、この目的がどうかというと、さらに大きく目標を変えなくてはならぬ。そこで、現在

の目的規定の「能率的な農法の発達」、ある

いは「農業生産の増大」を「効率的かつ安定的な農

業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振

興」、こういうように変えさせていただこうとし

ておるわけでございます。したがいまして、こう

いった目標を明示して、今後普及事業の転換を

図つていかうという気持ちから目的規定を改正さ

せていただき、御審議をお願いしておるところで

ございます。

○七条委員 大臣、随分懇切丁寧に、次の私の質

問がしやすいように答弁をしていただきたような

気がして感謝にたえないところでありますけれども、この改正をするに当たりましては、実はおと

とし、平成四年の十二月に農林水産省内に新普及

事業研究会というのを設けられたんですね。それ

で、平成五年の十二月に、普及

事業の活動や組織や制度など全般にわたる見直し

が必要だ、これを新農政に即した普及事業に方向

転換をしよう、いわゆる今までの過去の反省に立つてやろうという意味のはつきりしたものが実

はこここの研究会の中に書いてある。これを基

本にやつた、こういうふうに説明がされておるわ

けですから、私は、過去の反省の上に立つてとい

う表現をさつきざしていただきましたけれども、大臣、これは間違ったんですか、違うんですか、どうでしようか。

○日出政府委員 先生お話しのよう、平成五年

十二月の新政策に即した普及事業転換といふべ

ーをまとめましたときに、新政策を発表してい

ます。したがいまして、そこら辺の大きな目標と

事業の転換の方向を明らかにする、こういう言葉も実は使つたわけでございます。

反省云々というお話がございましたが、基本的

的には厚生省の方で対応しているわけでございま

すけれども、農林水産省におきました、消費者

ニーズにこたえて安全な食糧を国民に供給する立

活の問題の議論、こういったことがこの今の改良助長法の改正に大いに影響されているということ

は先生御指摘のとおりでございます。

○七条委員 これは、はつきり言いまして、先ほ

ども言いましたように、いわゆる農業生産の増大

という言葉が消えてることから考えてみても、

あるいはただ生産性を上げるだけではいけない、

つくつとも豊作乏だということもありますよ。

一反当たりの反当収入を上げるだけではいけない

から、やはり經營ということまで技術指導をして

いきましょう、という観点であるとしか私は思えません。そういう意味で、過去の反省に立つたとい

う感覚であろうと思いませんから、これ以上申し上げてもしようがないわけで、次に進ましていただ

きます。

新政策では、効率的で安定的な農業経営の育成

を目標とする一方で、今後の日本の食糧あるいは

農業政策のあり方についても、国民的なコンセン

サスを得る必要があるということを随所に実は力

説されおられるのですね。これは今後の話とし

て、世界の食糧需給がますます厳しくなってくる

ぞ、あるいは国土とか環境問題、地球的な環境問

題からする農業の役割ということもあるんでしょ

うし、日本が国際化の中で不利にならないため

も、こういう意味でのいわゆる農業をこれから保

護していくべきならないという意味があつて、

こういうふうに随所に国民的なコンセンサスとい

うことを表現されておられるんでしょうか、その

ためには日本の農業が、私は消費者ニーズにこた

えられるものでなければならぬと思っております。

この消費者ニーズについて、どうですか。

○鈴木(久)政府委員 消費者のニーズにこたえま

して、安全で高品質の食料品を消費者に提供して

いくということは極めて重要であるというよう

に認識しております。

この場合、食品の安全性につきましては、基本

その中で有機農業の問題でございますが
もとすれば、先生お話しのように、土づくりの問題
題でありますとか、あるいは病害虫防除に係ります
す個別の技術情報の問題とか、流通の問題とか、
いろいろ実はこれから行政としても支援をしてい
かなければならぬ分野があるわけでございます
が、いずれにしても、平成六年度からさらだ、こ
の有機農業を進めるに当たりましての新しい補助
事業でありますとか、あるいは改良資金の中での
貸付枠の拡大等をやりまして、支援をしていきた
いと思っている次第でございます。
ただ、ちょっと、私どもとして有機農業の支援

る、もちろん水耕栽培というのもあります、そちら邊でいろいろ考へて、私のときに初めて全国的な調査費をつけて、ひとつ有機農法、自然農法の概念といふものを固めたらどうだらうか、こういうこともありました。

ただ、ちょっと、私どもとして有機農業の支援をいたしますときに、各地で、いろいろな言い方でこの有機農業に当たるもの実践されておる方がおられます。どちらかといいますと、行政の支援を余り必要としないといいますか、という形でなさつている方も非常に多いようと思っております。ただ、資金問題その他でもし必要であれば、私どもとすればそういうメニューを用意しておこうな措置をこれからやりたいというふうに考えていいことは大切だということで、先ほどのような次第でございます。

（七条委員）大臣は、前に農林大臣をされたときに、たしかMOAの関係の自然農法をわざわざ調査、視察されたことがありますよね。これは有機農法よりもさらに自然という表現で、堆肥を使つていくといふようなことをやられましたけれども、自然農法とはまた別に有機農法、これは低農業あるいは低化学肥料といふべきの表現と相あわせて、これもやはり率先していく必要があるのですね。大臣、わざわざ見てこられたのですよね、自然農法の方は、この有機農法に対してもどういう感覚を持っておられますか。

○加藤国務大臣 私は、今から七、八年前に農林水産大臣を仰せつかつたのでありますが、そのとき、有機農法、自然農法、いろいろ検討しました。それは、我が国の農業というものについての考え方もあつたわけですが、土づくりといふこと、そこから、我々は土から農作物はつく

る、もちろん水耕栽培というのもありますが、そこら辺でいろいろ考へて、私のときに初めて全国的な調査費をつけて、ひとつ有機農法、自然農法の概念というものを固めたらどうだろうか、こういうこともありました。

今おっしゃいましたような経緯と経過にかんがみまして、食・農を考え地球環境を守るM.O.A国会議員連盟一百九十名ほどの議員連盟をつくりまして、全国的にこの問題を一生懸命私は会長代理私はとしてやりました。それからもう一つ、有機農業法研究議員連盟というのを別個に農林省の先輩の、私の同志でありました中西一郎さんに頼んでつくってもらいました。そういう専門家、いろいろな者を全部集まつてもらつて議論し、勉強して、それは要するに、安全な食糧、健康に有意義な食糧というのと、また、農業に関係する人が、危険な、危ない化学肥料その他を使わないようにならうという希望等々、いろいろなものを含めてやつたわけであります。そして、今おっしゃったような現地も視察に行きましたし、また、国連での会議も開いてもらい、我が国の国会議員出席してもらつて、いろいろなことをやつてきておりました。そして、その効果が、今御質問のありましたようないろいろな面において今幅広く国民各界各層に、つくる方も消費者の方も広がつておる。それらを踏まえて、あれは昨年施行したのですか、これらの農産物に対する表示をやるというのもそういう機運に一致してやつたと私は認識しております。

い形であったり、いろいろ名前が違っていましたね。その有機農法ということから環境保全型農業というふうに幅広くなってきたわけですから、その基本中の基本であった有機農法を忘れては困りますね。

現実をしましたけれども、農業の基本に立ち返ってもう一度新農政を考えいただきたい。その基本が土づくりであることだけは間違いがありませんから、もう一度考えていただきたいと思うのです。

実は大臣、この農業改良助長法案の参考資料の四ページに、実は昭和四十年代には書いてあったのですけれども、「土壤診断等科学的データに基づく指導」が普及活動の重点指導事項になつたわけあります。これは昭和四十年代であります。ところが、五十年代になつてしまふと、「土壤診断等科学的データに基づく指導」というのはもう重点の中に入らなくなつて、それ以後は土壤診断とか土壤とか土づくりとかいう表現がいわゆるこの改良助長法の中から出てこなくなつて消えてしまつているんですね。ましてや有機農法も、さっき言いましたように研究会では二行にわたつてしか書いてない。もう一度考えなければならぬいという、大臣が言われた土づくりという表現は今まであつたのに消えてしまつて、それ以後は現象にあるわけありますから、よくこの改良助長法を基本的にもう一度洗い直していただきたい、見直していくべきものは見直していただきたいと思つておる一人であります。

実は私は、先般五月二十六日の決算委員会、大臣お越しになられておりませんけれども、第三分科会で政務次官から御答弁をいただきました。土づくりについての御答弁でありますけれども、そのときには、先月五月十八日に農林水産省内に設置された環境保全型農業推進本部の中で、新農政について、土づくりに対しても再検討を前向きにやつしていくぞ、こう言っておられたのですね。これはもう非常にありがたい答弁であります。それから、土地改良に伴う圃場整備事業などで地力が低下している問題については、いわゆる五十九年につくられた地力増進法について、土壤改良事業と圃場整備事業との組み合わせをしたらどうだという提言もさせていただきました。これは当時、日出農蚕園芸局長は面白きな答弁であります

けれども、これについて、大臣、さらに決意を述べていただければ幸いなんですかとも、どうで

しょうか。

○入澤政府委員 大臣が決意を表明する前に私から事実をちょっと申し上げます。

今先生御指摘のとおり、地力の低下が食品の成内容にも非常に影響を与えている、それから煙、草地、水田も含めまして、これはやはり耐用年数がある、それから昨年の冷害のときも再認識したのですけれども、作況指数がゼロまたは二のところでも、土づくりをやっているところは一反歩当たり六俵も七俵もとっている。そういう意味からしまして、土づくりが農政の基本に据えられなければいけないということはこれは極めて当然のことだと思います。新政策を検討しているときも、農政の根底には土づくり運動というのを据えようじゃないかということを考えております。今の私のポストに来ましてから土地改良事業の中に、大胆に、広範に土づくりということをメニューとして入れていこうと、うふうに考えてお

りまして、農地開発事業におきましては、例えば下層土が作土となる造成農地について有機質の資材を投入するとか、あるいは緊急烟地帯総合整備事業というのがございますが、これには堆肥盤の整備とか家畜ふん尿を用いた多目的かんがい施設を整備するとか、あるいは非公共事業の農業構造改善事業あるいは山村等振興対策事業におきましても堆肥製造施設の整備等を実施しております。平成六年度予算におきましても、改めて、不良土層を有する畑作地帯における土層改良を実施する高生産性土層改良事業、こういうものを創設していただくということで、土地改良事業におきましても、本格的に土づくり対策に邁進するということでやっているところでございま

す。

○七条委員 大臣、御答弁いただいていませんけれども、さつき機道改善局長さん、積極的に土づくりをやろうと言つていただきました、それから、日出農蚕園芸局長さんも言つていただきました

たけれども、大臣、実は土づくりに関連した予算、今度の予算を調べてみましたら、いわゆるさつきの土壤保全対策費補助金だと、いろいろ

地力増進法という法律に伴つてやつていました。ところが、この予算、実は新規に十億ついておる

のは、これは冷害が起つたために対策のためにやついくということで新規に起つていました。

けれども、従来から継承してきた事業はほとんどが減っているのですね。最近この予算全部減つてやつていて、申し上げるまでもなくわかつておら

れると思いますから、減つてているということだけは申し上げておきますから、一生懸命土づくりをやろうという大臣の御答弁とは別に、新規のもの

を除いてやりますと、従来からやつてきたものは全部予算を減らしておるということだけは認識し

ていただいて、その辺を大臣が認識して、決意を述べていただければ幸いですけれども、どうです

か。

○入澤政府委員 先ほどお話をございましたけれども、例え土壤診断事業などはこれは定期的にやらなければならないのですけれども、非公共の予算は確かに減つておるかも知れませんが、その減つた分は大幅に公共事業の方で伸ばしております。それで、そういうところを御理解願いたいと思いま

す。

○加藤国務大臣 先般、昨年の冷害の問題につい

てもいろいろ検討し、どういう農法、どういう土

が冷害に強かつたかという問題等は幅広く真剣に

考えておるわけございまして、何と申し上げま

す。

○加藤国務大臣 先般、昨年の冷害の問題につい

てもいろいろ検討し、どういう農法、どういう土

が冷害に強かつたかという問題等は幅広く真剣に

考えておるわけございまして、何と申し上げま

す。

○七条委員 農業改良普及法、普及員の場合でも、やは

り土壤診断というものがメインの仕事になつております

まして、今も資料その他を見ますと、ほとんどの地区において土壤診断というのは熱心に精力的に行われておる。今後とも土づくりというものは農

業の基本であるということで進んでまいりたいと

思つておきました問題、最重要指導要項が消えておる

ということだけは間違いないと思います。よろしくお願ひします。

大臣、実はこの間大臣が五月二十五日にこの委員会で所信表明、ここに持つておりますけれども、読みました。この中に実は農業の振興について新政策との兼ね合わせで七項目にわたって書いておられるのです。

第一項目が、食糧安定の扱い手育成の観点。こ

こには、農地を利用集積せなければならぬと

いうことが書いてありますけれども、高度利用や

これは大規模化の話であつて、農地の体質強化にはなつてないような話だったのです。

二つ目が、中山間地域の活性化の観点で、国土の保全や自然環境の維持、高付加価値だと収益性を高めるとかいうことがありますけれども、定住条件の整備という表現で書かれておつて、土づくりという表現がなかった。ここにもなかつたのです。

三つ目には、立ちおくれている農村の環境改善の整備の観点で、集落排水とか農道整備とかいうこと、あと「美しいむらづくり」という観点で構造改善事業をやるけれども、さつき言ったようになります。

それから、大臣が所信で言われた四つ目は、冷害の経験にかんがみて、そのことはいけないから生産体制の構築をやり直すと書いてあるのですけれども、具体的には転作は、これまで水田の地力の低下につながりますから、よく考えていただかなければならない。

五つ目に書いてあるのは、国際協力の中での環

境問題。これは、環境保全型農業というのは一項

だけ、本当に一項だけ書いてありますけれども、

ただ、本当に一項だけ書いてありますけれども、農薬を使わない農業、そして土づくり、これがす

べての基礎になつておるという前提で私は所信表

明を申し上げておるわけでござりますから、そこ

はよろしく御理解、御推進、御協力のほどお願い申し上げます。

○七条委員 そこまで言つていただければ、安心してまいりたいと思います。私、実は土づくりと

いうことに対する情熱を燃やしておりますから、徳島では土づくりの七条明と言われております

す。そのぐらいでござりますから、時々土づくり

の話、大臣にこうして答弁していただいたり、質

問させていただく御容赦を今後もお願いしておき

たいと思います。

害対策も書いてありましたけれども、ここにも研究開発の中に土づくりという表現がされていな

い。

そして七項目は、さつきも言いましたように環境問題や消費者ニーズに対応して書いてあり、あるいは国際化に強い体質強化ということを書いて、ガットの問題についての書き方をしてありますから、品質表示の適正化という表現をやってい

ますから、これは、大臣の所信表明の中にこういうふうに書いていただかなかつたら、私は不安を覚えてしようがないですよ。いかに大臣が一生懸命土づくりをやると言われても、どうも不安になつたのです。

ですから、これは、大臣の所信表明の中にこういうふうに書いていただかなかつたら、私は不安を覚えてしようがないですよ。いかに大臣が一生懸命土づくりをやると言われても、どうも不安になつててくるわけですから、この辺は、間違いな

で、本当にやつていただけるのかなという気持ちになつててくるわけです。だから、この辺は、間違いな

で、本当にやつていただけるのかなという気持ちになつてくるわけです。だから、この辺は、間違いな

では、ちょっと観点を変えまして、今度の改良助長法の中で、さっき岸本先生が言っておられましたけれども、農業後継者育成という表現をこれから私はもっと拡大して解釈していくべきだと思っているところです。助長法の中ではやる気のある農業者と書いてありますけれども、脱サラリーマンなどやる気のある方、新規就農者育成対策という表現で後継者対策をもっと幅広く、やる気のある人は脱サラをしてきてやつてもいいです。よといふうな対策事業に私は変えていくべきではないかと思っておる一人であります、その観点に立つて、実は、先ほど岸本先生が言われたよう、いわゆる新規就農ガイド事業が、いわゆる全国農業会議所、ガイドセンターでやっておられる事業と並行してくるのですね。これは、実はさつき日出局長さんから答弁がありましたけれども、本来は構造改善局長さんに御答弁いただければきものでないかと私は思つておるのですけれども、どうなんでしょうか。

○日出政府委員 これは、人づくりを構造改善局と私どもの農蚕園芸局と両方で一体的に進めてお

るということです。どちらの局で答弁をしましても似たような話になるわけでございまして、いざれにしても私どものやつておりますのは、どちらかといいますと、改良普及組織としては主として農家子弟の新規就農希望者を対象にし、あるいは、いわゆる新規就農ガイド事業によって行つております新規就農ガイド事業におきましては、主として農外からの新規就農希望者を対象とするわけであります。これは、それが持っております農地情報でありますとか、その経営情報でありますとか、研修のやり方とか、それぞれの局の長所をお互いに持ち出しまして支援していくのが最も効果的であろうといふうに考へているわけでございます。そういう意味で、この新規就農対策につきましては、農業委員会系統組織なり、私ども改良普及組織なり、あるいは市町村でありますとか、そいつたところが一体となつて実施しないければ、なかなか効果的

にはいかない事業だらうといふうに考えていると思います。次第でございます。

○入澤政府委員 この新規就農ガイド事業というのは、私が農政課長のときに、新規就農ガイド事業といふ非常に少くなってきた、それから高齢者がふえて農業労働に非常に不安を感じる、そういうふうな状況を分析していまして、非農家のサラリーマン子弟からも農業に関心のある人はどんどん農業に入つてもらおうじゃないか、要するに、職業として農業を選択することを助長するために何か相談的な窓口をつくることがます必要じやないかと思いまして、全国農業会議所を中心農業委員会系につくつたわけでございます。

ここでは、まず新規就農したいときに何が問題になるかといふことを分析しました。農地の取引がそれが調達できない。それから農協の組合員になるとことになかなか得、それから農協の組合員になることになかなかいろいろ制約がある、それから農業を始めるのに初度調査的な資金が必要なんだけれども、なかなか術はどうするかとか、いろいろな問題が出てくるといふことで、まず農地の取得、それから農協の組合員になる資格要件の問題であるとか、あるいは初度調査的な資金のあっせんの問題であるとか、そういうことを新規就農ガイドセンターにおいていろいろと指導できるよな、援助できるよな、うな仕組みとして考えたものであります。このセンターを通じまして具体的に農業に従事したときに、その後の営農指導等は農業改良普及システム、その中でいろいろとやつてもらいうつるに仕分けをして考えたつもりでございます。

○七条委員 これは、これから非常に興味を持つて私も推移を見守つていて、うなづいてありますけれども、全国農業会議所、特に農業委員会系統組織が新規就農ガイド事業としてやっておられる。これは実は、最初昭和六十二年にできたころは、全国で九百九十四件しかなかった相談事業が、平成五年では三千二百四十四件まで大幅にふえてきています。これは、かなり相談のノウハウ

を蓄積されたということだと思いますから、この事業とこれから助長法の中で新規改良普及センターがやる事業とが、役割の分担を明確化を必ず図つてこれをやつていただきたい、連携をして、農業労働に非常に不安を感じる、そういうふうな状況を分析していまして、非農家のサラリーマン子弟からも農業に関心のある人はどんどん農業に入つてもらおうじゃないか、要するに、職業として農業を選択することを助長するために何か相談的な窓口をつくることがます必要じやないかと思いまして、全国農業会議所を中心農業委員会系につくつたわけでございます。

ここでは、まず新規就農したいときに何が問題になるかといふことを分析しました。農地の取引がそれが調達できない。それから農協の組合員になるとことになかなか得、それから農協の組合員になることになかなかかかれて、農地の流動化の促進について提言をさせていただきます。

実は経営規模を拡大したり、新規に就農しようとする人は、良好な状態で農地を求めておられます。農地を交換する場合も同様であります。そうした要請にこたえるのが農地保有合理化事業であるのですけれども、休耕田などには荒廃した、地力が低下をしているのが多い。特に、規模拡大に意欲的な農業者などからは敬遠されておられることがありますから、農地の流動化を阻害する一因ともなつておるのであります。

そこで、

そこでは、その次、もう時間が五分ということですから、一点だけに絞らせていただきます。実は、最後に提言をさせていただきたいのですけれども、農地の流動化の促進について提言をさせていただきます。

実は経営規模を拡大したり、新規に就農しようとする人は、良好な状態で農地を求めておられます。農地を交換する場合も同様であります。そうした要請にこたえるのが農地保有合理化事業であるのですけれども、休耕田などには荒廃した、地力が低下をしているのが多い。特に、規模拡大に意欲的な農業者などからは敬遠されておられることがありますから、農地の流動化を阻害する一因ともなつておるのであります。

ですから、そういう意味で、農地保有合理化事業の一環として、このよな農地について、必要に応じて土壤調査をするなり、あるいは先ほど言いました土づくりを行う事業を組み合わせて、新たに利用する者が直ちに農地に役立てられるようになりますから、これも文書答弁でお願いすると同時に効率的だと思っていますから、どうでしようか。

○入澤政府委員 全く先生御指摘のとおりでございまして、実は私、農政課長の昭和六十年ごろ、調査を行つて今先生御指摘のよな局面にぶつかりましたが、大規模に圃場整備をやつたと真ん中で耕作放棄地あるいは遊休地がございまして、荒らしづくり地になつて、これを受け手に引き受けもらいたいのだけれども、そういうふうに土壤条件の悪いよなところは引き受けないというふうなところが各地にありますと、それを解消するためにはどうしたらいいかということで、農用地

を蓄積されたということだと思いますから、この事業とこれから助長法の中で新規改良普及センターがやる事業とが、役割の分担を明確化を必ず図つてこれをやつていただきたい、連携をして、農業労働に非常に不安を感じる、そういうふうな状況を分析していまして、非農家のサラリーマン子弟からも農業に関心のある人はどんどん農業に入つてもらおうじゃないか、要するに、職業として農業を選択することを助長するために何か相談的な窓口をつくることがます必要じやないかと思いまして、全国農業会議所を中心農業委員会系につくつたわけでございます。

ここでは、まず新規就農したいときに何が問題になるかといふことを分析しました。農地の取引がそれが調達できない。それから農協の組合員になるとことになかなか得、それから農協の組合員になることになかなかかかれて、農地の流動化の促進について提言をさせていただきます。

実は経営規模を拡大したり、新規に就農しようとする人は、良好な状態で農地を求めておられます。農地を交換する場合も同様であります。そうした要請にこたえるのが農地保有合理化事業であるのですけれども、休耕田などには荒廃した、地力が低下をしているのが多い。特に、規模拡大に意欲的な農業者などからは敬遠されておられることがありますから、農地の流動化を阻害する一因ともなつておるのであります。

ですから、これがなかなかPRも行き届いていないまつたから、私は、土づくりという観点ではここもやはり押さええておきたいと思っております。最後に、質問したかったのですけれども、文書答弁だけでお願いしておきますが、この新しい普及事業、今度の助長法の中で女性の役割をどういいますから、これも文書答弁でお願いすると同時に、今後の普及事業の対策として、意欲のある農業者を重点とするということが書いてあります。しかししながら、高齢者の生きがい、農業を行う高齢者などの方々にはその意味では減退してしまうことがありますから、これも文書答弁でお願いすると同時に、今後の普及事業の対策として、意欲のある農業者を重点とするということが書いてあります。そういう関係の方々のために、「農民生活」をわざわざ「農村生活」と改正をされておられる目的がありますから、その意味での老人対策ということも、これは文書答弁いただけますか。

もう時間が来たようですから、それでは、文書答弁をいただくということで納得いただいておりますから、私の質問を終わらせていただきます。

○竹内委員長 前島秀行君。

○前島委員 三十分の時間でありますので、たくさん聞けないと私は思いますが、二、三主な点を聞きたいと思います。

最初に、今度の助長法の改正に伴つて、いわゆる今後の養蚕業はどういうふうになるのか、どう

ろをまず聞きたいのであります。

当速いスピードになつてゐるわけでござります。

よ、僕が頭が悪いのかどうなのかわかりませんけ

一万一千トンについて、これをどの程度までのと

今度の法の改正は、いわゆる新農政に基づいて法改正がなされたといふことはわかるのでありますので、結局今後の養蚕業、おおむね十年ぐらゐの先を見たときにどうなのだろうか。稻作等々も、大体十年ぐらゐの先のこととモデルケー等々の形で組み立ててゐるわけであります。そういう面で、十年先ぐらゐの養蚕業というのをどういうふうに描いてゐるのか。例えは、今一萬枚二千枚の三倍、一三倍をつける、つまり

一千トンの生産 十年後もこのくらいは確保しよ
うとするのか、その辺の目標はどう描いているの
か。あるいは、養蚕農家が年々減ってきてるこ
とも事実であります。その構造というのは、もう一
度複合経営で一切やらしてしまうのか、あるいは専
業農家というのも中核的なものでつくろうとして
いくのか、その構造的な方向。あるいは、養蚕
の産地といふのは非常に特定化している、群馬、
福島を中心にして統計に出てくるのは十県前後
だ。その十県でも七、八〇%の生産量をして
いるけれども、こういう養蚕産地の産地化とい
ましようか、集約化といいましようか、そういう
ものはどうするのか。それに伴って、今度の法改
正に伴う改良普及所あるいは員の配置というの
は、一体今後どういうふうに描いているのか、そ
の辺のところを端的に考え方を示してください。

後の姿がたどり出され、決して一律的かは
のではなくて、例えば年間の収穫量が十トン程度と
するような大規模単一経営、十トンといいますか、
超大規模単一経営でございましょうか、そのほかに、
例えば年間収穫量が五トン程度の複合経営
で、あるいは一トンないし三トン程度の中規模
の複合経営、こういった幾つかのタイプがありませ
んと、この養蚕経営あるいは養蚕地が守れない、
ではないかというようなことを考えて、こういつた
た幾つかのタイプがそれぞれの中で効率性の高い
経営を実現するよう、あるいはこういった農家が
が核となりまして効率的な養蚕地域ができるまで
うに、主産地に対する施策の重点化といふことが必
要なんぢやないだろうかと思つておるわけでござ
ります。

一方、もう一つ先生お尋ねの、この中で蚕業改

然耕作にしても、十年後はこうしたケーブルで、こういう目標をという形で昨年構造改善局長を初めて今度、それに基づく金融二法が出てきたわけですね。そして、さまざまな法案が出てきたわけですね。そういって、今度、農家は新農政に基づいてどうとらえているのですか、どう位置づけておられるのですか。十年後は生産はこのくらいを目標にします、農家はこういうふうになります、主産地はこういう形で構図を描く、こういうものが議論されて今度の法改正になってきていると私は思う。なつてなかつたとしたら無責任ですよ。行き当たりばつたりでいけ、こういうことになる。したがって、生産目標というのはどのくらいにしているのか、農家はどういう構図を描いているのか、主産地はこういうふうにしていく、蚕業普及員の配置はこう考えているというのがあって私は

嘱託蚕業普及員制度を廃止をしていく。こういった方向ですね。そして、地域の推進員という形にしていく。これは、おおむね十年になる。私の聞くところによると、この嘱託蚕業普及員の果たした役割、これはもう一方の要するに農業改良普及員の果たした役割以上に歴史的な役割を果たしてきましたというふうに再三にわたって聞いています。もっと農業改良普及員とは違う、蚕業界におけるこの嘱託蚕業普及員の位置づけというものがある。こういう嘱託蚕業普及員なくして今日まで養蚕業というものは確保できなかつた、維持できなかつた、こう言われている。それほど大きな役割を担ってきたというふうに私は伺つてゐるわけであります。それは、そういう部分は制度を廃止

良普及事業がどういう役割を果たすのかといふところですが、今各県に、例えば蚕業技術指導所あるいは蚕業改良指導員あるいは嘱託蚕業指導員といった形で一つの指導をしているわけであります。が、複合経営的なものを進めていくのに、今の体制で十分かどうか、あるいは蚕業の技術指導

出てきたと思うのです。わかるようにして説明してください。

○日出政府委員 先生お尋ねの、新政策を出したときに、稻作を中心とした経営構造あるいは経営体がどういう形で今後推移していくのか、あるいはその目標は何だろうかということは

ますよ。本当の、地域で、現場で今日まで養蚕業を支えて来た蠶託益業普及員というのは廃止をする、十年後にはなくなる、片一方でそういうものを明確にしておいて、では生産は成り行き任せです、これはちょっと無責任じゃないんでしょうか。

導に余りにも偏り過ぎまして、養蚕農家全体の經營の確立というものにあるいはもう少し手をつけるべきところがありはしなかつたか、こういつたところから、今回実は農業普及事業と蚕業改良指導の事業の統合ということを考えた次第でござります。

当时我々公表をしました。その後、主な農業部門別に経営展望をつくりて実は世の中に問うたわけですが、この養蚕業につきましてはそういうことはいたしませんでした。今私どもは、具体的に農業各部門につきまして、それぞれ総生産量を幾らに置くかということは当然見通しとしで公表したわけではございませんけれども、この養蚕につきまして、例えば現在平成五年の収穫量

○日出政府委員 先ほど申し上げましたように、
養蚕業につきましては、規模といいますか、総
量、総体的な規模が急速に減少してきているわけ
でございますが、その養蚕業を確かに支えてきま
したのが、この蚕業改良普及の系統の組織、先ほ
ど申し上げましたように、蚕業技術指導所が八十
六ヵ所、あるいは蚕業改良指導員が四百四十二
名、嘱託蚕業普及員が七百二十五名、こういった

よ、僕が頭が悪いのかどうなのかわかりませんけれども。例えば、一万一千トンという現在の生産高を維持するのですか、それとも自然の流れでもって、自然の流れでいきますと、ここのこところ年間で大体四、五千トンずつ減っていますから、十年もしないうちにゼロになってしまいますよ。そういう例えは生産目標、これは新農政に基づいていろいろのジャンル別に組み立てられてきて、法改正になっていると私は思っていますから、当面目標につきましては、一三五年まで二〇

一万一千トンについて、これをどの程度までのところで歯どめをかけるのかということについて、今確定する数字を持っておりません。持つておりませんが、私どもとすれば、先ほど申し上げました單一大規模経営だけじゃなくて、複合経営も育ててこの減少に歯どめをかけたいということは各県ともに切なるものもござりますので、今主要県とそういった話し合いをしているわけでござります。

第一類第八号

繭の生産量や養蚕農家の急激な減少の中で、この蚕業改良普及組織の見直しといふのは、地域であります。

このときに、ただ物事を小さくするという、普及組織を小さくするということではうまくありませんので、私どもとすれば、農協の総合的な複合的な経営指導の中でこの蚕業の改良指導につきましては、取り込んでいくというようなことで、嘱託蚕業普及員につきましては、十年という期間ではござりますけれども、養蚕産地育成推進員といふ形で十年間はやっていきますが、この中で、農協なりなんなりの力もかりた一般的な営農指導の体制の中で、何とか複合経営その他を確立させるようなやり方ができないだらうかというようなことを考へておるわけでございます。

ます蚕業改良指導の体制は、大変大きなものがあつたと思つております。特に先生御指摘のよろこびに、嘱託蚕業普及員が農家段階に入つて指導するという点、あるいは稚蚕共同飼育所の指導監督をされるといった点、こういった点では大変大きなものがあつたというふうに私ども思つておる次第でござります。

いずれにしても、かつての時代と違いまして、北関東の数県、あるいは、全国的にいいますれば、養蚕の主産県がかなり限られてまいりました。その中で、中山間部での特異な蚕育でござる。

○前島委員 大臣、いわゆる養蚕というのは、私たちが子供のころはお蚕様と言っていたくらいですか、そういうことをこれからも考えていかなければいけないかねというふうには思つておる次第でございます。

い。農家のところでは戦前から重要な役割を果たしてきた、日本の伝統産業の源でもあったことは事実だろうと思うのですね。その養蚕、厳しい内外状況の中で、価格が低迷をしている。そして、こうして農家が減ってきてている、それに追い打ちをかけるように、今回の、大きな役割を果たしてきました嘱託蚕業普及員の廃止というのは、養蚕農家關係者にしてみれば決定的な打撃になつてゐるので、すよ、決定的な打撃になつてゐるのです。そのことがまた、伝統産業であり、また養蚕業だけじゃ

ない、あと納税までつながる流れを持ったこの源がつぶれてしまうということは、それだけで済まないという重要な問題を抱えているというふうに思います。

そういう面で、大臣、見通し、なかなか明確なことは言い切れないかもしらぬけれども、私は、大臣の口から、この伝統的な養蚕業、絶対灯は消さない、守り抜く、こういう決意だけは今度の改正に伴って大臣から表明してもらいたいと、一挙にこの伝統産業というのはがたがたつて崩れてしまふ。現に、生産高見たって、昭和五十年で

九万一千トンが、十年たつたら四万七千トンの半分になった。それから五年たつた平成二年になつたら、これまた二万五千トンと半分になった。そして、ここのこととは毎年五千トンずつ減つてしまっているのですよ。この流れをとめない限りは、この養蚕業、全部とまつてしまいますがね。これに今度の法改正は追い打ちをかけておることだけは間違いない。

そこで、大臣、どうするのか。守り抜くのかどうか、この決意を聞かしてもらいたいと私は思っています。

○加藤国務大臣 今、前島委員がおっしゃいましたが、お蚕様、職前の我が國の農業の中核をなし、また、職前は生糸というものが我が國輸出産業の花形といふか、生命線でもあった。横浜に行つても、あるいは有楽町に行つても、往時をしのべば感慨無量のものがある、こう私は思つております。

そうして、実は昨晩、中国の林業部部長といろいろ話をした。この養蚕、蚕の問題についてもいろいろ話をしたわけであります。私も前回大臣をやらしていただいたときに、養蚕問題で生き残る道は何かなど当時の関係者の皆さんと随分話をしました。その中に、私の頭の中に残つておったのは、天蚕、この問題でありました。そこで、その問題について昨日中国の方の関係者の皆さんにも尋ねましたら、中国にも同じようになラの木のナラ蚕、ナラの蚕という問題で一生懸命研究しておる、こういうお話がございましたが、何としても、養蚕業という歴史的にも、また民族的にも我が国情から見ても大切な伝統産業、この灯を消してはいけない。

消してはいけないんなら、しかばばどうやればいいか、いろいろ議論し、考えておるわけでございますが、養蚕農家に対する複合部門も含めた総合的、安定的な普及指導を実施しなくちゃいけない。だから、複合的に、総合的にやっていくこと、が、逆に養蚕農家というものが今後立派に生き延びていくくんではないか。そして、中核的な養蚕農

○前島委員 それはやはり囑託養業普及員の廃止というのではなく、これは決定的ですよ。これが大きくななくちゃならぬ。そしてまた、それをするようにこの法律はいたしておるということを御理解いただきたい、こう思うわけです。

農家の生産意欲を減退させる要因があることは間違いないと思います。今度の法改正が日本の伝統的な養蚕業の衰退につながるように、発展につながるように、そこは大臣以下ぜひ今後ともしっかりとやっていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、今度の法改正で、いわゆる一条の目的のところの改正の中で、先ほども議論が出来ましたけれども、環境と調和のとれた農法という、いわゆる環境保全型農業を普及の対象にするんだということ、それから、効率的かつ安定的な農業経営、いわゆる経営相談というものを重要な任務としてつけ加えているのであります。こういう法律の中にこういう条項を入れて目的としたということについては、私は評価します。しかし、実際問題として可能なんだろうか、そういう条件が整っているんだろうかということについて非常に心配をするわけなんとして、環境保全型の農業については、昨年のJAS法の改正等々の中でも、日本の農業において、農政の中にいわゆる有機農法等々がどれだけ位置づけられているか。先ほど議論については、私は何ら位置づけられていないと思います。まだびしっとなつていないと思いまます。関係者によると、まず土地改良から始めなくてはならない、土質の、大体二年間ぐらいは収入ゼロと思わなければ、本格的な有機農法、いわゆる環境保全型農業というのではできない。そういう現状から見れば、びしっと日本の農政の中に位置づけない限りはできない。まだそこは位置づけられていないし、同時にまた、環境保全型農法とは何なのかという、農法的にも何ら整理されてないというふうに私は現時点で言わざるを得ない。

そういう状況の中で、目的の中に入れたことはいいのだけれども、現実的にその辺はどう指導していくのだろうか。そこを普及員、専技の皆さんにいくのだろうか。も今求められるのだろうかというところが非常に心配だということが一つ。

それからもう一つは、経営ということを言つて
いるのでありますけれども、いろいろ普及員の皆
さんから聞くと、正直な話、そんな簡単じゃない
よ、こう言うのですね。そこで、まず一つは、環
境保全型云々を言つて、いるけれども、それは可能
なのかなどうなのかということ。それから、経営指
導と言つうけれども、具体的に何をしようとして
いるのか、どんな中身を普及員の皆さんに求めて
いるのか、ちょっとそこを聞かかしてください。

○日出政府委員 先生のお尋ねのまます前段でござりますが、法律の目的規定に「能率的で環境と調和のとれた農法」を擧げておる、これが果たして可能だらうかという話でござります。

先生のお話は、まことにある意味ではごもと
もでございます。大変難しい課題を改良普及の組
織に与えたといいますか、与えられているとい
いますか、私どももさういうような認識のもとここ

これを目的規定に挙げたわけですが、ただ、今環境保全型農業の推進ということ一つとりましても、総合的なコンセンサスはできておりま

す。しかし、現場に参りますれば、例えば水田農業一つとりましても、昨年の不作の次の年に、環境保全農業ということことで、農薬や肥料を少しでも減らさざるを得ない。ここ、うつむ

も落とすよ。た農法をとるへきたなどといふのになかなかしみてまいりません。しかし、確かにコソセンサスは少しずつ出てまいりました。

あるし具体的に外れると有り難いの話を出て
いましたが、具体的ないいろいろな形のものは各
地で実は行はれてきていることも事実でございま
す。今体系的にまだ整理されていないということ
はそのとおりでございますが、これに関する技術
が日進月歩でございます。今私どもが当面考えて
おりますのが、例えば化学肥料を減らすという前
提での水田側条施肥技術でありますとか、あるい

はこれも同じように化成肥料の減につながりますが、地力増強作物の導入でありますとか、あるいは水田の不耕起栽培でありますとか、あるいは性フェロモンによります防除でありますとか、いろいろな技術が少しずつ現場段階で使われ出しているということがあります。私どもは、これを体系的に整理するだけではなくて、現場で行われておりますこういう新しい農法をどういう形でやつたら効果的に支援できるのかといった課題を、大変重い課題だと思いつながら、普及組織として、こういったことが一般化されつつある中で、やらざるを得ない責務ではないだろうかというふうに考えておられるわけでございます。

それからもう一つ、後段でお尋ねになりました効率的、安定的な農業経営の育成ということで、これは具体的に経営指導ということをやっていくのだけれども、これもうまくできるのかといふことでござりますが、確かに、今一万人の中で経営について何らかの形で物を言えますのは、四、五百人の方だろうと思います。ただ、先ほどちょっと申し上げましたように、民間の企業に出向するとか、あるいはビジネススクールに行くとか、百人の方だろうと思います。そのための研修等も急いでおります。そういう中で、私どもは重点的に、例えば財務管理に必要な財務諸表のつくり方とか、あるいは労務管理とか、あるいは当然のことながら簿記記帳でありますとか、こういった幾つかの点について重点的に普及指導をしていくところからまず始めたいとうふうに考へておられるわけでございます。

○前島委員 帳簿をどうする、パソコンを使えなんというものをこの経営相談に期待しているものじゃないのだろうと私は思う、これは農家の皆さんだって、最近の若い人たちみんなそうしているようになっているのですから。ここで言う経営相談というのはいわゆる経営コンサルタント的なもの、僕はそこだろうと思うのですよ。例えば、今で言えば、有機農法に切りかえるかどうかとか、そういう経営コンサルタント的なものでなけ

れば意味がないのであって、ある意味だつたら、これは事によつたらリスクをひつかぶるようなことを農家の皆さんと相談する、指導するという形になるだらうと思う。そうすると、今の農家の皆さんはそう簡単に、自分の資産だ、帳簿だ云々をさらけ出すような状況にないと私は思う。相当の高度の知識と、農民の、農家の皆さんとの信頼關係といふものがないと私は成り立たないと思う。言うだけであつて終わつてしまふ。単なる情報だとか状況だとか帳簿をつけなさいだとか、ここでパソコンで計算しなさいという程度で終わつてしまふ危険性があるのではないだろか。言う以上は、ぴしっと本当に農家の経営相談にあすかるようなものでないと意味がないのじやないか。そこを心配

しますので、せやんとやつてはなしとしあことか
一つ。
それから、今度の普及事業の基本的な流れの中で、十二月に出たいわゆる新普及事業研究会の報告をじつと見てみると、農政の考え方があれで出てきている。てきめんに出てきているのですね。例えば、この普及事業の目標の明確化とか、重点化とか、効率化とか、経費の重点配分、こういう新農政の思想が一番もろに出てきているわけですね。これが具体的にこの普及事業をしてどうなってくるのだろうかということなのであります。

あります。この研究会の報告並びに今度の法改正等々を見ますと、私があえて整理をすると、どうも今度の法改正によつて、普及事業とか普及対象者を非常に特定しているのじやないだらうかというふうに思えてならないわけなのであります。いわゆる一連の新農改の中の認定農家を対象とした普及事業

に絞ってしまうのだ、特定化してしまうのだ、こういうふうに思えてならないのです。今までの専任の技術員も直接農家を指導されるようになつた率一辺倒でござりますが、その育成といふ点でござりますと、やはり、この辺は、もう少し柔軟性をもつておられる方が、より効率的ではないかと、おもつております。

というふうな形ですね。それを私がなぜえて言うかというと、普及協力委員制度という新たな制度をつくっているということなのですね。これはボランティアでしょう。私はこの普及協力委員制度は地域の特性能率的で環境実は効率一につくつていよいよ

で私どもは今後の普及事業の基本目標を整理した。という気はしてないわけでございます。そういう意味で、この対象となります農業者の方も、既に相当の経営規模に達している農業者の方だけではなくて、例えば経営に意欲を燃やしているような小規模の方もおられました。あるいは小規模でございますけれども有機農業とか環境保全型農業を一生懸命やりたいという方もおられましょく、あるいは中山間で非常に特色のある農業経営をしたいという方も入ってまいります。でしようし、私どもは、そういう意味でいいますれば、かなり幅広く現下の農政に対する課題をこの普及事業が担つて、これから進めていくということを明らかにした。こういうふうに理解しているわけでございます。

○前島委員 時間が来ましたからもう質問はやめますけれども、ともかくこの市場原理の導入と環境保全型農業云々と相矛盾することは間違いないので、この普及事業も偏らないように、開かれた普及事業であるように、それから地域の農家の皆さん役割を担うように、そういう方向で運営されるように、ぜひその点は注文としてお願ひをして終わりたいと思います。

○竹内委員長 藤田スマ君。

○藤田委員 農業改良普及員は、我が国の農業の発展にとってこれまで本当に大きな役割を果たしてきました。それは、農業技術の発展の上でも、農家経営や農村生活の改善の上でも、また農村における女性の地位向上の上でもです。そして、今日もなおその役割的重要性については改めて言うまであります。

ところが、法律の目的規定の改正、一言で言えば新政策の方向に対応した普及事業の明記です。これは、対象農家を重点化するものにはなりませんか。新普及事業研究会の報告を見ますと、今後の普及活動の対象については、自らの經營の改善に意欲的な経営体及び経営体を指向する農業者、あるいは地域全体で農業経営を改善しようとする組織経営体の構成員等農業経営の發

展に意欲を有する者を重点対象とする必要がある。農業所得にあまり依存しない農家は普及事業の対象としてとらえないとする。そういうふうに書いてあります。これは、現場の農家の皆さん、普及員の皆さんも大変心配している言葉です。

普及重点化を進める余り、他の農家を対象

としないなどというようなことはあつてはならないわけであります。今後とも、特定の農家に限るというところではなく、日本の農業全体の振興等のために活動を行う、こういう立場に立てますか。

○日出政府委員 先ほど申し上げたわけであります。本法案で今後の協同農業普及事業につきますけれども、ともかく地の特性に即した農業の振興、それから農村生活の改善でございます。この四つの目標をこれからこの協同農業普及事業の基本的な目標といたしまして、事業を進めていくわけだと思います。

○竹内委員長

先生御案内のとおり、そういうことでお考えいただきますれば、効率的かつ安定的なということは当然のことといたしまして、環境保全型農業を実践するあるいは実践しようとしている農家、あるいは中山間で特色のある農業経営をしようとしている農家等々がかなり幅広く入ってくるわけだと思います。そういう意味で、何か新政策の議論が誤つて伝えられていると思いますが、單一經

営・大規模型の単一経営を進めるためだけに今後限定するといつものにはなっていない、幅広く、の普及事業が重點化されるということでは全くないといふふうに理解をしております。

○藤田委員 要するに、農家一般から特定農家に

が誤つて伝えられていると思いますが、單一經

営活動を通じて果たしてこられた。

こうした今日の状況に応じた生活関係の普及員の役割を十分認識するべきであるし、私は、これが評価されることのないよう今後の事業展開を求めるべきであります。皆さんの御認識はいかがですか。

○日出政府委員 私どもは、この生活関係の普及事業のあり方につきまして、農家ベースから農村ベースに広げて物を見たいと申し上げましたのは

は、実は昭和二十三年の農業改良助長法の制定以来、この生活関係の普及事業につきましては、農家の被服、栄養、住宅などについての劣悪な状態を改善するために、家庭内の衣食住に関する生活

技術をその中心的な内容としてきたことから、当

初の目的はおおむね達成したであろうということとで、さらに農村の問題に広げていこう、こういったわけでございます。

先生今お話しのような女性の問題、あるいは高齢者を含みます農業者の労働の改善の問題でありますとか、あるいは生活設計の問題でありますとか、これは個々の農家で完結しない問題でございまして、快適な農村環境をどういうふうに形成していくのか、あるいは農業労働の改善をどのように進めていくのか、あるいは新しい農業経営の確立ということで、家族員の役割分担をどういうふうにしていくのか、こういった問題は、私どもとしては、個別の農家を越えた大きな農村生活全体においては、もうとうの昔にそういう役割はほとんど果たしながら、しかしそれからなおずっと事業を発展させているのです。だから、いみじくも

新普及事業研究会報告なんて銘打っているものの中にもこうしたことと書いていること自身が私は大変奇異だと思う。

したがつて、もう一度、今後とも生活改良普及事業には力を入れていく、こういうふうなお立場だといふふうに認識していいですね。そうとかそ

うでないで結構です。

○日出政府委員 農業につきましては、生産と生産活動が共通の場で営まれております。そういう意味で、生産面での改善と生活面での改善が密接に関連するわけでございます。両者を切り離すわけにはまいりません。そういう意味で、今後の改良普及事業の中身として、今先生お話しのように、生

事務のあり方につきまして、農家ベースから農村ベースに広げて物を見たいと申し上げましたのは、実は昭和二十三年の農業改良助長法の制定以来、この生活関係の普及事業につきましては、農家の被服、栄養、住宅などについての劣悪な状態を改善するために、家庭内の衣食住に関する生活技術をその中心的な内容としてきたことから、当

導入されました。農業または農業に関する事業

について議見を有する者のうちから普及協力委員会を委嘱するということになりますが、具体的にどのようなものについて、それを委嘱するのか明確ではありません。この点を具体的に示していただきたい。さらに、委嘱する分野のうち、特に生産地を中心の技術から流通、加工などに関連する分野では、特にその専門家となると企業の関係者も含まれてくることはもう必ずあります。普及事業へ企業の参入に道を開くことになりますが、企業は、普及協力委員に企業人がかかるということがあります。普及協力委員に企業人がかかるといふことになります。そういう結果になるだろうということは十分懸念されます。普及事業そのものは公の事業でありますし、いやしくも特定の企業にビジネスチャンスを与え、利害につながるようなことがあつてはならないというふうに考えますが、いかがですか。

いうことをしなくて十分流通や加工にかかります。十分今でも指導したり、助言したりして、一定の、そのものが仕事、販路を広げる仕事として活躍しておられるわけですよ。だから、私はそういう点では、こういうふうに普及協力委員という位置づけをもつて、わざわざそれで企業が結局利害を持ってかかわってくるということは、もってのはかだというふうに言わざるを得ないわけがあります。

もう一つの問題は、今回の蚕業に関する指導事業と協同農業普及事業の統合に、蚕業農家や蚕業指導所の職員の皆さんは指導の停滞や混乱が起ることはしないかと大きな不安を持っています。

私は、先日埼玉県の北部蚕業指導所に行つてまいりましたけれども、例えば職員の皆さんには、蚕業と農業の普及事業の活動の違いから、統合された場合に現在の指導体制が維持できるのかどうかということを問題にされているわけです。関係農家は、蚕業指導所がなくなると、それでなくとも厳しい今日の状況の中で切り捨てるような指導が受けられるようになるのかどうかということも心配をしているわけです。この点については、日本農業会議所も「蚕業指導の体制がいさきかも後退・弱体化することのないよう万全の措置を講じること」ということを求めておられますけれども、万全の措置をとる意思があるのか、となるならどのような措置を講じるのかを明らかにしていただきたい。

て、私ども、一般的にはこういった企業活動の利益につながるような方が入ってくるとは考えてないわけでございますが、この点につきましては、先生のお話をござりますのでよくよく留意したいと思っている次第でございます。

それから、ただいまお尋ねの蚕糸の関係で、蚕糸の技術改良普及事業と協同農業普及事業の統合によりまして養蚕業につきましての普及指導が後退しないよう万全の措置をとる気はあるか、こういうお尋ねでございます。

先ほど何人かの先生方にも申し上げましたように、養蚕業の減退といいますか、これに歯どめをかけるということが今私どもの緊急の課題だというふうに考えている次第でございます。そういう意味で、今回は統合ということを考えますが、具体的には、今あります蚕業技術指導所、これは地域農業改良普及センターと統合いたしまして、蚕業改良指導員はこの地域農業改良普及センター所属の改良普及員といたしまして養蚕農家に対する普及指導を行なうことになります。あるいは嘱託蚕業普及員につきましては、生産性の高い产地育成を推進するため、一定期間養蚕團体に置かれます養蚕産地育成推進員として、これまでやつてしまりました稚蚕共同飼育所に対する指導等、あるいは養蚕農家に対する指導等を引き続き行つてもらうということで、一般の指導体制の円滑な移行につきましてはよくよく留意してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○藤田委員 最後の問題になります。

農業改良普及事業と蚕業の指導事業が統合される、組織としておっしゃるように統合していくわけですが、その際、蚕業指導所は普及所の一つの課になるのですか、課も置かないといふことになるのですが、あるいは事務所はどうするのか、その辺についてお聞かせください。

大事なことは、この統合が職員の削減につながらないか、この点ではつながらないと約束していただけますか。農業改良センターに名称を変えることで、これを機会に統廃合、人減らし、そういう

○日出政府委員 今回の統合によりまして、職員の削減がないよう極力意を用いてまいりたいと思つておる次第でござります。

○藤田委員 極力では困るわけです。これは、充実させるという先ほどのお言葉なら、決してそういう統廃合、人減らし、そういうものにつなげていかない、そういうもののじやないということを、大臣、最後にはつきりおっしゃってください。

これで終わります。

○日出政府委員 ちょっとと言葉足らずでございましたが、統合によりまして蚕業の問題以外のそもそも農業改良普及の問題につきましては、先ほど申し上げました新規就農でございますとか、幾つか新しい事業があえでまいります。むしろ行政需要としてはふえてくるという理解のもとで、現在の人員をどういうふうに能力アップをしながら動いていただか、そういう問題意識でおるわけでござります。

○藤田委員 とにかく、複合経営と一口に言っても、今まで余り関係のなかつた花をつくり出したたり、花をつくっているところで野菜も一緒にしたり、いろいろそれによって土が変わってきたり、それから生育の仕方も非常に難しくなったり、本当に、することは大変なんです。だから私は、農業改良普及事業といふのはますますこれから求められているというふうに思つておりますので、そういう人減らしには絶対にならないということを約束をしていただきたいというふうに解釈をして終わります。

○加藤国務大臣 お考え、よく承つておきます。

○藤田委員 終わります。

○竹内委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○竹内委員長 これより討論に入ります。

○竹内委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○藤田スミ君。 す。

促進するため、平成元年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

その後の輸入自由化等の結果、製品の輸入が増加し、国内生産が減少する等特定農産加工業者の経営に影響が生じております。このような状況の中、特定農産加工業者は本法の活用により、新商品もしくは新技術の研究開発もしくは利用、事業の合理化等を行い、経営改善に一定の成果を上げてきましたところであります。

しかしながら、近年の景気低迷による食料消費の不振、価格競争の激化等から、自由化等の影響は、今後さらに強まるものと見込まれます。

このため、特定農産加工業の経営改善を引き続き支援する必要があり、本法の有効期間を五年間延長するとともに、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

の一部を次のように改正する。
附則第十一条の四第九項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。
附則第三十二条の三の二第十三項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に、「平成五年分」を「平成七年分」に改め、同条第十六項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に對処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条中「五年」を「十年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)

平成六年六月二十四日印刷

平成六年六月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C